

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和4年1月12日(2022.1.12)

【公開番号】特開2020-195462(P2020-195462A)

【公開日】令和2年12月10日(2020.12.10)

【年通号数】公開・登録公報2020-050

【出願番号】特願2019-101963(P2019-101963)

【国際特許分類】

A 63 F 5/04 (2006.01)

10

【F I】

A 63 F 5/04 620

【手続補正書】

【提出日】令和3年12月28日(2021.12.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

前扉と、

筐体と、

所定の制御基板と、

前記所定の制御基板を収容する所定の基板ケースと、

マックスペットスイッチと、

所定のエラーを解除可能なりセットスイッチと

を備え、

前記前扉と前記筐体とが施錠可能であり、

前記所定の基板ケースは前記筐体の内部に取り付けられるよう構成されており、

前記筐体の背面部には、第1の開口部と第2の開口部とが少なくとも形成されており、

前記第1の開口部の最大長さは100mm以上であり、且つ前記第1の開口部の形状は前記所定の基板ケースが通過できないよう構成されており、

前記第1の開口部から作業者の手指を挿入して解錠部に対して解錠操作が行われることにより前記前扉と前記筐体とを解錠可能となっており、

前記解錠部は前記第2の開口部から視認可能となっており、

前記前扉が閉鎖しており、且つ前記リセットスイッチが押下されていることを含む所定の状況では前記マックスペットスイッチの操作が有効となっている

遊技機。

40

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

本態様に係る遊技機は、

前扉と、

筐体と、

所定の制御基板と、

50

前記所定の制御基板を収容する所定の基板ケースと、
マックスベットスイッチと、
所定のエラーを解除可能なりセットスイッチと
を備え、
前記前扉と前記筐体とが施錠可能であり、
前記所定の基板ケースは前記筐体の内部に取り付けられるよう構成されており、
前記筐体の背面部には、第1の開口部と第2の開口部とが少なくとも形成されており、
前記第1の開口部の最大長さは100mm以上であり、且つ前記第1の開口部の形状は前記所定の基板ケースが通過できないよう構成されており、
前記第1の開口部から作業者の手指を挿入して解錠部に対して解錠操作が行われることにより前記前扉と前記筐体とを解錠可能となっており、
前記解錠部は前記第2の開口部から視認可能となっており、
前記前扉が閉鎖しており、且つ前記リセットスイッチが押下されていることを含む所定の状況では前記マックスベットスイッチの操作が有効となっている遊技機である。

10

<付記>
尚、本態様とは異なる別態様について以下に列記しておくが、これらには何ら限定されることなく実施することが可能である。

本別態様に係る遊技機は、
有利区間と、通常区間とがあり、
前記有利区間ににおいて、所定条件を満たすことで前記通常区間に移行可能であり、
前記通常区間ににおいて、特定条件を満たすことで前記有利区間に移行可能であり、
前記有利区間ににおける遊技状態として、遊技者にとって有利となる有利遊技を実行可能な有利状態と、前記有利状態へ移行するか否かの抽選を実行可能な通常状態とがあり、
所定のカウンタを有しており、
前記有利状態にある第X回目の前記有利区間ににおいて前記通常状態に移行してから、前記通常区間を介して移行した第X+1回目の前記有利区間ににおける所定タイミングまでの所定期間に亘って、前記所定のカウンタに記憶されているカウンタ値をクリアせずに更新可能に構成されており、
前記所定期間ににおいて、X回目の前記有利区間にて前記通常状態に移行してから前記通常区間が終了するまでの期間よりも、第X+1回目の前記有利区間に移行してから前記所定タイミングまでの期間の方が、1回の遊技における前記所定のカウンタに記憶されているカウンタ値の変化量の度合いが大きいことを特徴とする遊技機である。

20

30

40

50